

子宮頸がん予防ワクチン接種後に症状が現れた方に対する想定される生活支援制度

生活支援制度	対象者	受給等要件	給付等の内容	所 管 課	受付窓口
1 障害関係の制度（一定の障害のある方が対象）					
①身体障害者手帳	身体に障害のある者 身体障害者福祉法別表に掲げる障害を有する者	・なし	身体に障害のある方が各種の援護を受けるために必要な手帳。障害名・障害の級別を記載	障害福祉課 (ハートピアかごしま) 鹿児島市 (障害福祉課)	市町村 (障害福祉担当課)
②療育手帳	知的障害のある者 児童相談所又は知的障害者更生相談所において判定された者	・なし	知的障害のある方が各種援護を受け易くするための手帳。障害程度を記載	障害福祉課 (知的障害者更生相談所)	市町村 (障害福祉担当課)
③特別児童扶養手当	障害児(20歳未満) 精神・身体に施行令別表第3に該当する障害のある、20歳未満の者	・申請の診断書を県審査医の審査後に認定 ・所得制限あり	20才未満で、身体又は精神に重度又は中度以上の障害がある児童を監護する父・母等に支給 ・1級:月51,100円 2級:月34,030円	子ども福祉課 (家庭福祉係)	市町村 (特別児童扶養手当担当課)
④障害児福祉手当(手帳と別基準、共通点は多い)	障害児(20歳未満) 20歳未満で、重度の障害の状態にあり、日常生活で常時介護を要する者	・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の障害程度基準に該当 ・所得制限に非該当 ・施設等未入所	日常生活で常時介護を要する在宅重度障害者(児)に支給 ・月額 14,480円	障害福祉課 (地域生活支援係)	県地域振興局・支庁(南薩を除く) (地域保健福祉課) 瀬戸内事務所・徳之島事務所 (福祉課) 喜界事務所(福祉係) 沖永良部事務所((総務福祉課) 市町福祉事務所(障害福祉担当)
2 医療費助成関係					
⑤重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者 ①身体障害者手帳1・2級 ②知能指数35以下 ③身体障害者手帳3級で知能指数50以下の者	なし	重度の心身障害者の健康保持増進を図るため、保険適用の医療費に係る自己負担分を助成	障害福祉課 (自立支援係)	市町村 (障害福祉担当課)
⑥ひとり親家庭医療費助成事業(母子・父子家庭等への助成)	母子(父子)家庭の母(父)及び児童並びに父母のいない児童	児童扶養手当法施行令の一部支給の所得制限を準用	母子・父子家庭等の方々の生活の安定と健康の保持増進を図るため、保険適用の医療費に係る自己負担分を助成	子ども福祉課 (家庭福祉係)	市町村 (ひとり親家庭政策担当課)
⑦高額療養費制度	公的医療保険の被保険者 ○主な公的医療保険 { 国民健康保険 等 }	対象医療費の自己負担額が一定額を超えた場合	医療費の自己負担額が、暦月で一定額を超えた場合、超過額を支給	国保指導室 (国保指導係)	公的医療保険の保険者
⑧高額療養費貸付制度	公的医療保険の被保険者 (貸付制度がない医療保険あり)	対象医療費の自己負担額が一定額を超えた場合等	高額療養費申請から支給まで時間を要するため、その間の医療費支払に充てる金額を医療保険者が貸付ける。	国保指導室 (国保指導係)	公的医療保険の保険者
3 貸付制度					
⑨生活福祉資金貸付制度(療養経費)	低所得者世帯に属する者及び日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者(所得制限あり)	低所得者世帯に属する者・高齢者の負傷又は疾病の療養で、療養期間が1年以内の場合	負傷・疾病の療養等に必要経費を貸付 ・貸付限度額 1,700千円 (特に認められる場合2,300千円)	社会福祉課 (地域福祉係)	市町村社会福祉協議会(生活福祉資金の担当部署)
⑩母子父子寡婦福祉資金貸付事業(医療介護資金貸付)	母子(父子)家庭の母(父)又は児童(20歳未満)	保険適用の医療費に係る自己負担分及び次の経費 ・通院に要する交通費 ・医師が認めたあんま、マッサージ、指圧等の費用	配偶者のない者で20歳未満の児童の扶養者及びその扶養する児童等に対し、必要な資金を貸付。 ・貸付限度額 340千円 (特別 480千円)	子ども福祉課 (家庭福祉係)	市町村 (ひとり親家庭政策担当課)
4 その他の旧制度(低所得者向け)					
⑪生活保護(医療費を含む生活全般)	資産、能力等を活用しても、生活に困窮する者	収入と厚生労働大臣が定める基準(最低生活費)を比較して、収入が基準に満たない場合	最低生活費と収入の差額を保護費として支給 保護の内容(8種類の扶助) ①生活②教育③住宅④医療 ⑤介護⑥出産⑦生業⑧葬祭	社会福祉課 (生活保護・自立支援班)	県地域振興局・支庁(南薩を除く) (地域保健福祉課) 瀬戸内事務所・徳之島事務所 (福祉課) 喜界事務所(福祉係) 沖永良部事務所((総務福祉課) 市町福祉事務所(生活保護担当)
その他の制度					
所得税の医療費控除	所得税納税者のうち、自己又は生計同一者等のために医療費を支払った者	・納税者又は生計同一者等の医療費 ・1～12月の支払医療費	治療のため医療費を支払った納税者について、医療費控除額に所得税率を乗じた額を還付	税務課	鹿児島、指宿、知覧、伊集院、川内、出水、加治木、大隅、鹿屋、種子島、大島の各税務署
調査協力支援金	・HPVワクチン接種後に症状を呈し協力医療機関等で加療継続中の患者	・調査票記載等への協力	症状把握と受療実態を分析し、予後に関連する因子の同定・評価を行うための調査に協力した患者に支給 調査協力支援金 初回:10千円 2回目以降:7千円	健康増進課 (感染症保健係)	大阪大学大学院 医学系研究科 社会医学講座 (環境医学)